

東総地区広域市町村圏事務組合公告第7号

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始を公告する。

平成29年5月11日

東総地区広域市町村圏事務組合
管 理 者 明 智 忠 直

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本計画策定
 支援業務
- (2) 業務箇所 東総地区広域市町村圏事務組合 構成市管内（銚子市、旭市、
 匝瑳市）
- (3) 業務内容 中継施設整備基本計画
 - ① 基本条件の整理
 - ② 関係法令の整理
 - ③ 処理フローの検討
 - ④ 施設規模の算定
 - ⑤ 施設設備の検討
 - ⑥ 公害防止基準の設定及び防止対策
 - ⑦ 建築計画（既存構造物の改修計画等）
 - ⑧ 動線計画
 - ⑨ 概算工事費の算定（設備等撤去費を含む）

※詳細は広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本計画策定支援業務
仕様書のとおり

- (4) 業務委託期間 契約締結日の翌日から平成30年3月26日まで
- (5) 委託費上限 17,712,000円（消費税込み）
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 契約書の作成 要
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 無
- (10) 支払条件 部分払いなし

2 参加資格

参加申請者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録（廃棄物部門及び建設環境部

- 門)を受けていること。
- (2) 当該業務の仕様書等に従い業務が遂行でき、かつ、別途東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が設定する委託費上限以下の金額で業務が遂行できる者であること。
- (3) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）すべての平成28・29年度入札参加資格者名簿のうち測量・コンサルタントとして登載されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則、旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱）に基づく指名除外措置を、当該プロポーザルの公告日から受託候補者特定までの間、受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該プロポーザルの公告日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 関係市の市税に滞納がないこと。（法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）
- (6) 公告日現在において、千葉県内に本支店又は営業所があること。
- (7) 公告日から過去10年間に、地方公共団体が発注する一般廃棄物（ごみ）の一時貯留及び積替え機能を持った中継施設の整備に関する検討業務等を元請として受託し、完了した実績を有すること。（一般廃棄物（ごみ）処理施設基本計画や施設整備計画策定業務等に含まれる中継施設整備検討業務等も実績に含む。）
- (8) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、同種業務に携わり、十分な経験を有する管理技術者及び主任技術者を配置できること。
- (9) 管理技術者及び主任技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理を行うこと。なお、主任技術者は、管理技術者との兼任は認めない。

3 審査方法

- (1) 受託候補者特定に係る審査は、組合が別に定める委員により組織された「東総地区広域市町村圏事務組合ごみ処理広域化推進事業に係る業務委託プロポ

ーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が、評価基準に基づき実施する。

- (2) 審査は２段階方式とし、第１次審査では参加申出書の書類審査により技術提案書の提案者を５者以下に選定する。第２次審査は技術提案書の審査やヒアリング等を行い、受託候補者を特定する。ただし、参加申出書の提出が５者以下の場合、第１次審査は行わない。
- (3) 審査により評価項目の評価点数を合計した最上位の者を受託候補者として１者、次点の者を１者特定する。

4 選定スケジュール

本公募型プロポーザルに係る選定スケジュールは下記のとおりとするが、状況に応じて日程が前後する場合がある。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 公告 | 平成２９年５月１１日（木） |
| 2 参加申出に係る質問受付開始 | 平成２９年５月１１日（木） |
| 3 参加申出に係る質問提出期限 | 平成２９年５月１６日（火）正午まで |
| 4 質問に対する回答 | 平成２９年５月１８日（木）午後５時まで |
| 5 参加申出書類提出期限 | 平成２９年５月２３日（火）午後５時必着 |
| 6 第１次審査 | 平成２９年５月２５日（木） |
| 7 第１次審査結果通知及び技術提案書提案者決定通知 | 平成２９年５月２６日（金） |
| ※参加申出者が５者以下の場合は、第１次審査を行わない。 | |
| 8 技術提案書等に係る質問提出期限 | 平成２９年６月６日（火）正午まで |
| 9 技術提案書等に係る質問に対する回答 | 平成２９年６月１３日（火）午後５時まで |
| 10 技術提案書類提出期限 | 平成２９年６月２０日（火）午後５時必着 |
| 11 第２次審査及びヒアリング | 平成２９年６月２７日（火） |
| 12 第２次審査結果通知 | 平成２９年６月２８日（水） |

5 設計図書等の貸出

設計図書等については、申し出があれば貸出する。

- (1) 貸出方法 組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者にのみ、施設整備課において印刷物を配付するものとする。
なお、印刷物の貸出を申請する場合は、施設整備課に電話で貸出日を予約し、実施要領等貸出申請書（第８号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。

- (2) 貸出期間 平成29年5月11日（木）から平成29年6月20日（火）
午後5時まで ※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課
千葉県銚子市若宮町1番地の1（銚子市役所4階）
TEL 0479-24-8101

6 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合、提案等は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合。
- (4) 提案者が他人の提案を代理した場合。
- (5) 提案に対して談合等の不正行為があった場合。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、もしくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい見積をした場合。
- (7) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (8) その他、あらかじめ指示した事項に違反した場合や、求められる義務を履行しなかった場合。

7 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 様式等詳細は広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本計画策定支援